

国名及び調査対象地域	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州
回答者氏名及び所属	渡邊哲子 (JB Line, Inc.)
回答作成日	2018年1月

以下に記載されている内容は、法律上のアドバイスではなく、回答者が現地の資料、現地の弁護士や団体への照会などを合わせて、2018年1月末時点での概要をまとめたものです。アメリカ合衆国政府・州政府などの各機関、各民間団体は、法律やそれぞれの規則、運用の改定・変更、また現場での判断により、本資料と異なる対応を行う可能性があります。また、DVや離婚などの家庭問題は、それぞれのケースで大きく異なります。個別のケースにおいて、本資料の利用により何らかの損害が生じても一切責任を負いかねますので、具体的なケースについては、専門の弁護士や専門機関・団体などにご相談ください。

## I. DV被害者保護に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

※ 法令名を含む。

マサチューセッツ州法は、Part 2 Title 3 家族関係法 209A (Abuse Prevention) は Section 1 で、DV を以下のとおり定義し、Section 3 で保護命令について規定している。

DVの定義：

家族 (family) あるいは世帯員 (household members) の間で起こる以下の「虐待」を指す：

- (a) 身体的傷害を負わせる、または負わせようとする事
- (b) 被害者に身の危険を感じさせ怖がらせる事
- (c) 強要、脅迫、監禁などにより意思に反して性行為を行う事

家族または世帯員とは以下の関係を指す：

- (a) 現在または過去の配偶者
- (b) 現在または過去に同じ住所に住んでいたもの
- (c) 血縁または婚姻による親族
- (d) 婚姻や同居の有無に関係なく子の父母である者
- (e) 以下の要因により地方 (District)、検認家庭 (Probate and Family)、ボストン市 (Boston Municipal) のいずれかの裁判所より実質的な恋愛相手・婚約者と認められた関係

- (1) 関係の長さ (2) 関係のタイプ (3) 関係の深さ (4) 関係が既に終わっているならば終わってからの期間

保護命令については、IV.を参照。

法令サイト：

<https://malegislature.gov/Laws/GeneralLaws/PartII/TitleIII/Chapter209A>

## II. DV被害者の一時保護

### 1 緊急シェルター

#### (1) 概要

○連邦法の「The Violence Against Women Act」と「The Family Violence Prevention and Services Act」は、各州にDV被害者・家族・子のためのシェルターを速やかに提供することを規定している。

○マサチューセッツ州において緊急シェルターは、安全を確保するためにDVから逃がれている人やその家族に提供される。

○州から財政的な支援を受けているシェルター団体が多いが、運営は、民間の非営利団体(NPO)が行っている。すべてのシェルターは無料。

○一時的な滞在施設であるため、ほとんどのシェルターの滞在期間は短く、マサチューセッツ州では平均1年から1年半(上限を決めている場合が多い)だが、シェルター入所前後に、その後の住む場所の計画を立てる支援が得られる。シェルターで行われる就職支援などの各プログラムへの参加は任意である。ただし、基本的なシェルターのルールには従わなくてはならない(例えば、持ち込める荷物もスーツケース1つ程度など)。18歳未満であれば子を連れて入所できるシェルターもある。

○マサチューセッツ州のDVシェルターは満室になっていることが多いが、州の組織でDVシェルターの情報を繋ぐSafeLink(1-877-785-2020)は電話での空室照会に対応している。毎日午後3時に各シェルターからSafeLinkに報告があるので、午後4時頃に電話すると良い。詳しくは、(6)を参照のこと。

○また、シェルターを提供している団体はDV被害者支援団体でもあるため、シェルターに滞在していなくてもDVに関する支援を受けることができる。

○日本語堪能なスタッフは(現在は)いないが、AであげるATASKはアジア系のシェルターであり、日系のNPO(JB Line)と協働しながら日本人を支援している。

<https://www.mass.gov/service-details/domestic-violence-programs>

#### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

#### (3) 入所の要件

#### (4) 支援内容

#### (5) DV被害者が外国人の場合の支援内容(通訳支援等を含む)

以下の団体を含む全てのDV被害者支援団体は、国籍、滞在資格、人種などによる差異なく支援を提供している。DV被害への支援は、被害者本人の申し立てを受け、専門家による状況評価が行われることから始まる。

**【アドボケートとは】**人が本来もつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある「弱者」(子、高齢者、ホームレス、障がい者、DV被害者など)に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援することをアドボカシー(advocacy)、代弁・擁護者をアドボケート(advocate)と呼ぶ。アドボケートは、ソーシャルワーカー、経験者(サバイバー)、家族が経験者(サバイバー)であることが多い。

A (ボストン周辺・ローウェル地区の代表的なシェルター)

団体名: ATASK (Asian Task Force against Domestic Violence)

<https://www.atask.org/site/our-programs/emergency-shelter.html>

24 時間ヘルプライン：1-617-338-2355

入所要件：DV 被害者と 18 才未満の子であること

支援内容：DV 被害者が人生を再建できるように、直接的な支援と他団体や専門家への紹介を合わせた複合的な支援を提供。スタッフが行う DV 被害者のためのサポートグループ、育児サポートグループ、シェルター内のミーティング、ライフスキルなどのその他ミーティング、スタッフによる個人面談、英語教室、コンピューター指導、保育や医療サービス、法的支援、裁判所同行などが受けられる。シェルター入所者は、食事、配車、他必需品の提供を受けることができる。毎週 Boston Health Care for the Homeless Program の看護師によるシェルター訪問がある。

通訳：提携している NPO を通して日本語通訳が可能。

※ATASK は滞在限度期間が決まっていない。SafeLink で見つかったシェルターから空きが出た状態で ATASK への移動も可能。

## B (MA 州中部・南部の代表的なシェルター)

団体名：New Hope

[www.new-hope.org](http://www.new-hope.org)

24 時間ホットライン：1-800-323-4673 (無料通話)

事務所：140 Park Street, Attleboro, MA 02703

電話：1-508-226-4015、Fax：1-508-226-6917

E メール：new-hope@new-hope.org

入所要件：DV 被害者と子であること

支援内容：24 時間ホットライン、カウンセリング、アドボケート、面会交流アレンジ、今後の住む場所探しのサポート

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

## C (MA 州西部の代表的なシェルター)

団体名：Elizabeth Freeman Center

<https://www.elizabethfreemancenter.org/>

24 時間ホットライン：1-800-866-401-2425 (無料通話)

事務所：43 Francis Avenue, Pittsfield, MA 01201

電話：1-413-499-2425、FAX：1-413-443-3016

入所要件：DV 被害者と子であること

支援内容：24 時間ホットライン、病院や警察へ訪問、緊急支援 (食事、配車、電話)、ペット預かり、カウンセリング、アドボケート、安全確保、裁判所同行、面会交流のアレンジ

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

### (6) その他、一時保護に関する有益な情報

○DV シェルターが恒常的に満室であるため、直接に連絡をしても入所が難しいことが多い。SafeLink (電話：1-877-785-2020) に電話で照会し、地域に関わらず空室を見つける。毎日電話しても「ない」と言われることがほとんどなので、もし見つければその部屋を押さえた方が良い。SafeLink で空きがなく、急を要する場合は、近郊の DV 被害者支援団体のホットライ

ンに電話し、状況を話して支援を得る。少し余裕がある場合は、州政府の Department of Housing & Community Development (電話：1-866-584-0653) のホームレス・コーディネーターに住む場所を失う予定の 30 日前から電話か対面で申請し、相談に乗ってもらうことができる。

○シェルターや支援団体の検索が可能なサイト。各団体の対応言語を含む情報が得られる。

DomesticShelters.org

<https://www.domesticshelters.org/>

## 2 警察による加害者への対応 (刑事)

### (1) 概要

○DV 加害者は DV が行われていた十分な証拠があれば、令状がなくても、その場で逮捕され警察に連行される。

○州法・家族関係法 209A に該当する虐待を行っている場合は、加害者は最低 6 時間は釈放されない。

○保護命令対象となっている DV の加害者は拘留され、保釈 (一定金額を支払い、拘留を解かれること) はされない。

○刑事事件としては、警察官が立件、州検事局が DV 加害者を起訴する。

○すべての DV の記録 (通報、犯罪歴、事件の記録も含め) は保存されるので、DV 歴が後の就職や賃貸に影響する場合もある。

○DV 当事者の双方が暴力を行使しているように見える場合は、加害者と被害者 (正当防衛) の見極めが難しいが、警察は、性別や身体的な見かけの大小にとらわれずに判断するように努めている。

<https://www.evernote.com/shard/s73/res/e713e2f7-e65d-446e-aecc-7f9694d61cee>

### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

#### 【緊急時】

警察への緊急通報用の電話番号 (911) にかける。固定電話線 (Land line) が良い (携帯電話の場合、被害者が正確に住所を伝えなければ現場の特定に時間がかかる)。警察署を直接訪れてもよい。

#### 【緊急でない時】

各地域を管轄する地元警察 (Police Department や Sheriff's Office) の DV 室あるいはファミリーサポートユニットに電話で相談する。また検認家庭裁判所 (Probate and Family Court) にも DV 相談室がある。

### (3) DV の通報があった場合の警察の対応

2 名以上の警察官が訪問・現状把握 (加害者・被害者の特定、通訳サポートの必要、聞き取り、医療サポートの必要性、目撃者からの聞き取り、現場検証) の後、必要なことを手配 (逮捕・連行、必要に応じシェルターなど被害者の避難場所手配、接近禁止令の発行手続きなど) する。

### (4) 接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

逮捕令状なくその場で逮捕。保釈はない。2 年半以下の懲役あるいは 5,000 ドル以下の罰金、あるいはその両方が課せられる可能性がある。

### (5) DV 被害者が外国人の場合の警察の配慮 (通訳支援等を含む)

24 時間通訳サービス (州の警察と契約している電話での通訳サービス会社: QWEST) を利

用して、電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

※1964年公民権法と2000年の大統領令第13166号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者（英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 **Limited English Proficient (LEP)**）に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法（電話による遠隔地の通訳者とLEP、警察官／裁判官との三者通話、TV会議システムの利用）などに差がある。

#### （6）その他、警察等に関する有益な情報

○DV加害者が、相手からも暴力を受けたと訴える場合があるが、州法では両当事者の逮捕（Dual Arrest）を可能な限り防ぐよう規定している。両者が互いに暴力を受けたと訴えた場合、現場の警察官は各々の訴えを個別に取り調べ（その行為が自己防衛にあたるか暴行行為にあたるかなど捜査し）、どちらが主たる加害者（primary aggressor）にあたるか判断する。

#### 【警察による誤認逮捕の際の対応】

現場で：自分には通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する（これは権利であるので、強く主張する）。その他のことは、英語で誤解なく伝える自信がなければ話さない。

事後：

○逮捕後、警察署で簡単な取り調べがある。その際にも自分は通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する。その後は、通訳、弁護士が来るまでは、事件については話さない（取り調べでの黙秘は、裁判で不利にならない）。取り調べの際に外部に電話をかけることができるので、（心当たりがあれば）弁護士、友人・知人に助けを求める。管轄の大使館/総領事館担当者との面会、通信を求めることもできる（領事面会：Interview or communication with a consular officer）。

○取り調べ後、保釈金（bail）を払うことにより、保釈されることが多い。一般的に初犯のDVで3,500ドル程度。

○保釈されない場合は逮捕の翌日から数日以内に（管轄の裁判所の抱える逮捕者数による）、保釈の場合は別途指定された日時に、法廷で裁判官に事情を説明できる機会（罪状認否。Arraignment）がある。

○弁護士は自分で選任しなければ、州選の弁護士を手配してくれる（収入に応じた段階的な費用（スライディングスケール）の支払いとなる）。

○被害者がリクエストすれば、日本語通訳は裁判所が無料で準備する。

### 3 警察によるDV被害者の支援

#### （1）概要

被害者、目撃者や子・家族または家族成員の安全を確保する。

[www.mass.gov/orgs/executive-office-of-public-safety-and-security](http://www.mass.gov/orgs/executive-office-of-public-safety-and-security)

#### （2）警察によるDV被害者支援の内容

○（現場において）被害者、目撃者、子やその他家族、家族成員の安全確保。DV被害者の不安が取れるまでその場に滞在。現場の記録、目撃者への聞き取り。必要に応じての法的な手続き（保護命令）。

○（上記の現場対応に加えて）裁判所が閉じている時間は、警察パトロール部門の上級職が、裁判所の宿直担当者から「緊急の24時間の保護命令」を取得する。被害者はその後一番早い

開廷日に、該当する裁判所へ出廷する必要がある。

○医療の手配。地域団体（警察、検事局、保護局、DV や性犯罪関連団体、福祉局、児童保護局、宗教施設、教育施設、政府関係、動物保護局、ビジネス）との協働による犠牲者と目撃者の支援。連行後の加害者への対応や釈放についての情報を（希望する）被害者に連絡。

### （3）告訴、被害届等の書類の入手方法

○被害者のケースについて警察が作成済のレポートは警察の Investigating Department で Incident Report（被害報告）を受け取ることができる。

○刑事事件としての告訴は、被害者などが警察、検察にDV を犯罪として通報し、その通報をもとに警察、検事が捜査した後に、検事が告訴するかを判断を行う。従って、時間がかかること、必ず告訴につながるわけではないことへの理解が必要。また、DV が刑事事件として告訴される場合も、監護権や生活費などの請求には、別途民事で申立てを行う必要がある。警察、検察への通報書式は、最寄りの警察署に相談。

### （4）DV被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

○24 時間通訳サービス（州の警察と契約している電話での通訳サービス会社：QWEST）を利用して、電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

○警官が来た現場で、自分には通訳が必要なことを警察官に説明する（これは権利であるので、強く主張する）。またDV アドボケートの支援を受けたいとリクエストをする。

※2（5）、（6）参照のこと。

### （5）その他、警察によるDV被害者支援に関する有益な情報

## 4 その他の一時保護に関する制度

## III. DV被害者の自立支援

### 1 医療保険

#### （1）概要

以下のいずれかの方法で医療保険に加入することができる。

○民間医療保険（Affordable Health Care 通称オバマケア）

○低所得者用医療保険

・公的低所得者用医療保険 MassHealth（Medicaid のマサチューセッツ州での名称）

・民間低所得者用医療保険 Connector Care（拡大 Medicaid）

・低所得者子ども医療保険 CHIP：MassHealth の受給資格のない家庭の19才未満の子を対象とした最低限の医療保険。

○高齢者用医療保険（Medicare 全国共通）

#### （2）調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法

オンラインでの申し込みもあるが、米国籍以外の設定になっていないため、それぞれのオフィスで申し込む方が良い。MassHealth（Medicaid）は手続きの時間はかかるが、ダウンロードしたフォームを郵送しての申請も可能。

○民間医療保険（オバマケア）と民間低所得者用医療保険（Connector Care）：Health Connector 事務所（保険加入は有料（Connector Care は収入に応じたスライディングスケールでの料金を適用））

<https://mahealthconnector.optum.com/individual/>

○公的低所得者用医療保険（MassHealth (Medicaid)）と 19 歳未満対象の保険（CHIP）：MassHealth 事務所（保険加入は無料）

<https://www.mass.gov/how-to/apply-for-masshealth-the-health-safety-net-or-the-childrens-medical-security-plan>

○高齢者用医療保険（Medicare）：居住地を管轄するソーシャルセキュリティ事務所（保険加入時に社会保障税の支払歴の確認がある）

<https://www.medicare.gov/>

### （3）利用の要件

○民間医療保険（オバマケア）：マサチューセッツ州に在住（通常は規定の期間以外は申込ができないが、DV 被害者は随時申込可能）

○Connector Care（拡大 Medicaid）：連邦貧困レベル（FPL）101－400%

○MassHealth (Medicaid)：永住権取得から 5 年以上に加えて連邦貧困レベル（FPL）100% 以内

○CHIP：連邦貧困レベル（FPL）200%以内の家庭の 19 才未満の子。

○高齢者用医療保険（Medicare）：65 才以上、永住権取得から 5 年以上、勤務時の社会保障税 40 クレジット（約 10 年間分）支払いの全てを満たす必要がある。ただし、40 クレジットの社会保障税の支払い実績がない場合は、加入時に支払うことで入手できる。

【連邦貧困レベル Federal Poverty Level (FPL) の基準：Poverty Guideline（2018 年）】基準に定められた収入について、例えば基準額の 200%以内の収入であれば申請可能というように運用。

<https://aspe.hhs.gov/poverty-guidelines>

【永住権取得から 5 年未満の場合は】

1) 配偶者の医療保険に加入（必要ならば離婚や親権の申し立ての際、あわせて裁判所に申し立てを行う）

2) 民間医療保険を購入

3) 生活保護（下記 III-2. を参照）申請時に永住権取得から 5 年以上の条件を免除されれば、公的低所得者用医療保険（Masshealth）に加入できる。

### （4）DV 被害者が外国人の場合の配慮

○生活保護の「永住権取得から 5 年以上」という要件が免除された場合、公的低所得者用医療保険（MassHealth (Medicaid)）に加入できる。

○保険に加入すれば、保険手続きに関する問い合わせの場合は日本語の通訳をリクエストできる。

### （5）その他、医療保険に関する有益な情報

Medicaid (MassHealth) には「緊急 Medicaid (Emergency Medicaid)」という医療保険がある。Medicaid は長期的な医療保険であるが、緊急 Medicaid は命にかかわる急性の「一時的な

医療問題」を支援するために即座に発行される短期医療保険である。慢性のものはたとえそれが命に係わるものでもカバーされない。最も一般的な支給例は、妊娠女性のための通院及び出産にかかる費用負担で、それ以外には「身体機能の損傷や健康を著しく害すると判断される急性症状の治療」のために発行される例がある。緊急 Medicaid は、収入が規定以下である場合、米国滞在資格（ビザなどの種類）やその有無に関わらず適用可能とされているが、実際はケースバイケースで判断される。病院は、基本的に緊急患者の受付を拒否できないが、治療後に支払いについて決めることとなる（州の社会福祉部門で査定後、州が払うこともあれば、病院が負担することもある。本人に請求が来る場合もある）。このような場合は、Masshealth 事務所あるいは病院の社会福祉部門に相談する。

## 2 生活保護

### (1) 概要

すべての生活保護は米国連邦政府の公的補助制度であるが、その中のプログラムによっては、州が運営するものがある。

1) Cash Assistance : 妊娠中か 18 才以下の子がいる低所得者の家族およびその子に対して、一生に 60 か月間を上限とした現金支給および職業訓練、就職斡旋などの支援を提供する。米国連邦政府で TANF (Temporary Assistance for Needy Families) と呼ばれるこのプログラムは、州に運営が任されている。

2) Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP) : 食品援助プログラムで、州ではなく、米国連邦政府が運営している。職業訓練も行っている。

3) Low Income Home Energy Assistance Program (LIHEAP) : 低所得家庭に対し、冬季暖房費の支援を行う。州に運営が任されている。

### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

Cash Assistance と SNAP : 州政府の Department of Transitional Assistance (DTA) が担当。

<https://www.mass.gov/orgs/department-of-transitional-assistance/locations>

申込方法：自分の住所を担当する DTA 事務所を確認し、事務所を訪問して申し込む必要がある。家族すべての ID（ソーシャルセキュリティ番号、運転免許証など）また DV の被害届、接近禁止令の写しなどあれば持って行く。

<http://www.mass.gov/eohhs/consumer/basic-needs/financial/applying-for-public-assistance.html>

LIHEAP : 州政府の Department of Housing and Community Development (DHCD)

Community Services Unit が担当。

<https://www.mass.gov/service-details/low-income-home-energy-assistance-program-liheap>

ホットライン : 1-800-632-8175 (通話無料)

申込方法：自分の住所を担当する LIHEAP Fuel Assistance 提供団体を確認し、その事務所を訪問して申し込む必要がある。

<https://hedfuel.azurewebsites.net/>

### (3) 受給の要件

○米国籍の者か米国永住権を保持して 5 年以上米国に居住している者で、かつ規定以下の低所得者。ただし、DV 被害者に対する Cash Assistance については、担当者の判断により居住 5 年の要件が免除される場合もある。

○Cash Assistance を受けるためには、就労研修を受け、就労のための活動を行う必要がある（ただし乳幼児のいるシングルマザーはこの要件が免除される）。継続して支援を受けるために定期的にコーディネーターと会う必要がある。

○SNAP は、子が米国籍の場合は、DV 被害者の親が在米 5 年未満でも子の分はもらうことができる。

#### (4) 支援の内容

Cash Assistance：規定額が銀行に入金される。現金支給のほか、就職支援・託児施設の利用料の一部負担・ガソリンの支援などが受けられる可能性がある。受給開始後 24 か月で再度審査があり、その後の支援の方向性が再検討される。

SNAP：EBT (Electronic Benefits Transfer) というカードに規定額が月に 2 回入金され、EBT カード利用可能な店舗で食料品を買うことができる。また少額の現金が生活必需品購入に使える。

<https://www.fns.usda.gov/snap/using-snap-benefits>

LIHEAP：暖房費の支援。秋に受付が始まり、財源がなくなったらその年のプログラムは終了する。

#### (5) DV被害者が外国人の場合の配慮

Cash Assistance：英語が不得意な場合は就労支援の前に、語学学習支援を受けることができる。

#### (6) その他、生活保護に関する有益な情報

○Cash Assistance は米国連邦政府の福祉だが、州に運営が任されているため、要件を満たしていなくても相談に行ってみるとよい。現金支給は受けられなくても DTA を通して、保育園の補助、就労支援などの支援を受けられる可能性がある。

○SNAP は、米国連邦政府が運営も行っているため、要件は厳格に運用されている。

○連邦政府や州政府以外に、地元のフードバンク（食品を無料提供する活動）や教会などで、野菜や肉、缶詰、加工品などの食糧を受け取ることができる。日程や要件は、各団体によって異なる。

○教会やシェルター、シニアセンター、Women's Center など無料のランチを配食するところがある。

○ボストン市内の一部の Panera Bakery（ベーカリー・カフェのチェーン店）では、お金がない人は無料で食べられる（あれば、自分が支払えるだけの金額を箱に入れる）店舗がある。<http://paneracares.org/locations/>

○低所得者用無料の携帯電話：今持っている電話を使用して、月 350 分通話、テキスト無制限が無料となるプログラムがある。

<https://www.safelinkwireless.com/Enrollment/Safelink/en/NewPublic/index.html>

### 3 家族・育児給付等

#### (1) 概要

すべての家族・育児給付が米国連邦政府の公的補助制度であるが、プログラムによって州が運営するものもある。

1) WIC (Women, Infant, Children)：受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や 5 才未満の子に対し、一部食品を提供、また母乳教育支援、栄養支援、ほかの医療プログラムへの紹介サービスを行う。

- 2) **Head Start** プログラム (0-5 歳) : 低所得家庭の子の就学支援。プリスクール (幼稚園年中まで) に無料あるいは低料金で通うことができる。
- 3) 学校給食プログラム : 低所得家庭の子に対して学校カフェテリアで、無料もしくは低価格の朝食や昼食を提供する。
- 4) ミルク支援プログラム : 学校や託児所など子のケアに貢献する団体に牛乳の無料提供をす
- 5) 夏季食糧支援サービス : 学校が休暇中も栄養不足にならないように、受給資格のある子に **Summer Food Service Program (SFSP)** が指定する場所 (サイトやキャンプなど) で昼食を無料提供する。

### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法

○WIC : 州政府 Dept. of Public Health, Nutrition Div. - WIC Nutrition Program

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/2065>

申込方法 : 自分の住所を担当する WIC 事務所を訪問し、申し込む必要がある。

○HeadStart プログラム : 州政府 Early Education and Care

<http://www.mass.gov/edu/birth-grade-12/early-education-and-care/provider-and-program-administration/head-start.html>

申込方法 : 子の住所を担当する Head Start 事務所か、プログラムを提供するプリスクールで申し込む。

○学校給食プログラム : 州政府 Massachusetts Child Nutrition Programs office

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1985>

申込方法 : 学校を通じて申し込む。

○ミルク支援プログラム・夏季食糧支援プログラム : 州政府 Child Nutrition Programs

<https://www.fns.usda.gov/school-meals/school-meals-contacts>

申込方法 : 学校を通じて申し込む。

### (3) 支援の要件

○すべてのプログラムの要件は、貧困・低所得であること (それぞれのプログラムが設定する額より低い収入であること)。

○WIC を継続して支援を受けるためには、定期的にオフィスを訪問し、コーディネーターに会わなければならない。

○Head Start は、収入に応じて段階的な費用 (スライディングスケール) を支払う。また、ウエイティングリストに名前を載せてから、順番を待つことになる (順番待ちは大変長い)。

### (4) 支援の内容 (概要の補足)

WIC : 乳製品、卵、野菜など購入できるものが具体的に決められ、購入には支給されたカードを使用する。

### (5) DV被害者が外国人の場合の配慮

これらの家族・育児給付支援の支給要件は収入の多寡のみで、米国滞在資格 (ビザなどの種類) を問われない。

(6) その他、家族・育児給付等に関する有益な情報

II の 1 (2) のような DV 被害者支援団体が、母子のための物的支援をしていることもあるので確認するとよい。

4 住宅支援

(1) 概要

A マサチューセッツ州は、住む場所の確保のため以下のような支援を提供している。

- 1) 緊急時の短期のホームレスシェルター・DV 被害者シェルター
- 2) 緊急時シェルターと低所得者住宅に入るまでの間を繋ぐ、Housing Stabilisation シェルター
- 3) 低所得者のための公的住居や住宅支援バウチャー

B また、マサチューセッツ州は、住む場所自体は確保できている低所得者のために、光熱費・燃料費削減を目的とした家の断熱工事支援プログラムを提供している。

C 上記 A-3) で挙げた低所得者のための住居支援には大きく、以下の 3 種類がある。

- パブリックハウジング：建物や家が低所得者専用になっており、部屋数と家賃は家族構成によって決められている。米国連邦政府と州政府の双方が提供し、一般・高齢者・障がい者用の 3 種がある。
- 住宅バウチャー (セクション 8 など)：一般の貸家、アパートの家賃を補助する金券 (クーポン) で、家主がバウチャーを受け付ける場合、支払いに使用可能。  
(セクション 8 は、米国連邦政府が提供する家賃補助プログラムで、関係する法律の条項の名前をとって、通称が「セクション 8」となっている)
- 家賃補助されたアパート (Subsidized Apartment)：一般の会社が所有するアパートで、家賃が借主の収入の 3 割に抑えられている。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法

(州政府の住宅担当部門)

Department of Housing and Community Development (DHCD)

<https://www.mass.gov/orgs/housing-and-community-development>

電話： 1-617-573-1209

(州政府の低所得者などの支援部門)

Department of Transitional Assistance (DTA)

<https://www.mass.gov/orgs/department-of-transitional-assistance>

ホットライン：1-800-445-6604 (通話無料)

○住宅バウチャー：対象となる市・町 86 カ所をまとめた申し込みサイトがあるので、そこからオンラインで申し込む。

[www.section8listmass.org](http://www.section8listmass.org)

【特に DV 被害者への対応について】

○シェルター：SafeLink (1-877-785-2020) に電話する。あるいは、DV 被害者支援団体、

DCF、DTA オフィスのいずれかで DV 専門家と面会し、可能なオプションについて話し合うなど、どこにコンタクトしてもよい。

○低所得者用住宅：DV 被害者支援団体を通じ Emergency Application を Housing Authority に送ってもらう（DV の様々な証拠、被害の概要が必要）。

○自分で申し込む場合は州内に 253 ある市・町の中で、希望の町の Housing Authority 事務所を訪問し、申し込み書を提出してウエイティングリストに載せてもらう。個人でも Emergency Application を提出することは可能だが、DV 被害者である証明（DV 被害者支援団体からの被害者認証、Validation）を用意するためには支援団体を通じるのが良い。

### （3）支援の要件

低所得であること。その中で、DV 被害者、高齢者、障がい者は優先される。

### （4）支援の内容

（概要を参照）

### （5）DV被害者が外国人の場合

特になし

### （6）その他、住宅支援に関する有益な情報

低所得者住宅やバウチャー（セクション 8）は、居住を希望する市や町にもよるが 8-10 年待ちとなっている。DV 被害者として Emergency Application（上記（2））を通して申し込むことで優先順位が 5 年待ち程度に上がる。

## 5 求職に関する支援・職業訓練

### （1）概要

（米国連邦政府及び州の無料の支援）

A III-2「生活保護」で説明した Cash Assistance、SNAP は、就労支援のための制度と一体となっているので、低所得の DV 被害者は、現金支給と食品援助が認められると同時に、オリエンテーション、履歴書作成、就職斡旋などの就労支援を受けなければならない。

B 就職斡旋事務所で職を探す支援

C 軽度でも障がいや精神的な問題がある場合は、MA Rehabilitation Counselor (MRC) の就労支援を得ることができる。

（州と提携して無料で提供される民間の支援）

D YMCA Training Program

E JVS Career Solution

### （2）調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

各団体に連絡し、申し込みをする。

○Cash Assistance、SNAP 関連の支援：Department of Transitional Assistance (DTA)

<https://www.mass.gov/orgs/departement-of-transitional-assistance>

ホットライン：1-800-445-6604（通話無料）

Cash Assistance の申請をすると、就労活動のためのオリエンテーションの案内をもらう。

○職探し：Department of Career Services (DCS)

<https://www.mass.gov/orgs/departement-of-career-services>

電話：1-617- 626-5300

○障がいなどの場合：Massachusetts Rehabilitation Center (MRC)

<https://www.mass.gov/orgs/massachusetts-rehabilitation-commission>

電話：1-617-204-3600

○YMCA Training Inc.

<http://ymcaboston.org/traininginc>

電話：1-617-536-7800

○Jewish Vocational Support (JVS)

<https://www.jvs-boston.org/>

電話：1-617-399-3131

### (3) 支援の要件

○Cash Assistance、SNAP 関連：DTA で申請が受理され、登録されていること。

○職探し、民間団体関係：健康、滞在資格（ビザ）などの点で米国で働ける状態であること。

○障がいなどの場合：軽度でも障がいや精神的な問題があること。（医療機関での診断以外に、MRC が提携の医療機関でも診断を求めることもできる）

### (4) 支援の内容

履歴書作成支援、職を探す支援、斡旋、面接支援など

### (5) DV被害者が外国人の場合

DTA、MRC では、語学の習得が必要な場合は ESL（英語教育）の支援などを提供

### (6) その他、求職支援に関する有益な情報

II.1 (2) のような DV 被害者支援団体が求職支援をしている場合もあるので、確認をすること。

## 6 在留資格

### (1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法（DV被害者のための特別なビザ等を含む）

○米国連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、DV 加害者（米国国籍者／永住権保持者）の関与のない形で、DV 被害者が滞在ステータス（永住権、ビザ）申請を行うことができる。

○米国国籍者／永住権保持者から暴力・虐待行為を受けた外国人（米国籍でない者）やその子は、連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、永住権申請をすることができる。

○VAWA 申請には、DV があったという証拠（警察の調書、DV 被害を説明する写真、知人の証言、DV 被害者支援団体のカウンセラーからの手紙など）や、結婚生活を証明できる証拠などの提出が必要となる。

○暴力・虐待行為を加えた配偶者もしくは恋愛相手が、米国国籍者／永住権保持者のいずれでもない場合は、U-Visa と呼ばれる非移民ビザの申請が可能。通常このようなビザは、審査中

からビザの有効期限に至るまで、米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) から暫定的に「Qualified Immigrant」として公的扶助を受けることが可能。

U-Visa は、犯罪捜査に協力をする事で DV 被害者に与えられ、米国での 4 年間の滞在と就労を許可される。

<https://www.uscis.gov/humanitarian/victims-human-trafficking-other-crimes/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status#Qualifying%20Criminal%20Activities>

○U-Visa ステータスで 3 年以上米国に滞在する場合、永住権申請も可能。

<https://www.uscis.gov/green-card/other-ways-get-green-card/green-card-victim-crime-u-nonimmigrant>

## (2) 手続の方法

下記のいずれかを通じて、Form I-918 を USCIS へ提出する。

○移民弁護士

○DV 被害者支援団体の法律サポート

○National Domestic Violence Hotline

<http://www.thehotline.org/>

電話 : 1-800-799-7233 (通話無料)

## (3) その他、在留資格に関する有益な情報

## 7 DV被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

### (1) 概要

○マサチューセッツ州では、低所得の DV 被害者の場合は III-2 で紹介した Department of Transitional Assistance (DTA) を最初の窓口として必要な支援を受け、各福祉サービスに紹介されることで自立を目指すという。

○低所得でない場合は、II-1 や以下で紹介するような DV 被害者支援団体に相談し支援を得る。

○低所得でない場合は、離婚で得たアリモニー、養育費、資産分与などをもとにした自立も考えられる。

### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

### (3) 利用の要件

### (4) 支援の内容

### (5) DV被害者が外国人の場合の配慮 (通訳支援を含む)

#### A JB Line, Inc. (Japanese Bostonians Support Line) 日系ボストニアンサポートライン

<http://www.jbline.org>

24 時間ホットライン : 1-781-296-1800

利用要件 : ニューイングランド地方に住む日本人・日系人であること (ボストン近郊以外は電話やメール、オンラインで支援)

支援内容 : 米国連邦政府・州の福祉事務所への申込み同行支援、各支援団体への紹介・同行と通訳・州の法や福祉などのシステムの説明

その他 : 日本語で対応。DV 被害者についての支援は無料。

B Jane Doe, Inc.

<http://www.janedoe.org/>

電話： 1-617-248-0922、Fax： 1-617-248-0902

E メール：info@janedoe.org

所在地： 14 Beacon Street, Suite 507, Boston, MA 02108

利用要件： DV 被害者や支援者

支援内容：マサチューセッツ州の 60 を超える DV 被害者支援団体を繋ぐ連合で、主に DV 被害者のアドボケートや政策の推進を行っている。各団体への紹介も行う。

参加団体のリスト：

[http://www.janedoe.org/site/assets/docs/FindHelp/JDI\\_Map\\_of\\_DV\\_and\\_SA\\_Service\\_Providers.pdf](http://www.janedoe.org/site/assets/docs/FindHelp/JDI_Map_of_DV_and_SA_Service_Providers.pdf)

その他：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

C Women's Lunch Place (Boston)

電話： 1-617-267-0200

所在地： 67 Newbury Street, Boston, MA 02116

利用要件：低所得者の女性

支援内容：生活必需品や無料昼食の提供、コンピュータークラス、法律や住居のサポート、就労支援、お金や栄養の教育、ストレス軽減の支援

その他：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

(6) その他、公的相談機関に関する有益な情報

8 その他の自立支援制度

IV. DV 関連の司法手続

1 DV 被害者が緊急時に取り得る司法手続

\* DV 被害者又は近親者への接近禁止命令、住居からの退去命令等を含む

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○DV 行為で被害を受けた場合、被害者は民事上の手続きの保護命令により、加害者の DV 行為をやめさせることができる。マサチューセッツ州では保護命令は、Restraining Orders と呼ばれる。

○保護命令は暫定的保護命令と恒久的保護命令の二つに分類される。

○暫定的保護命令では、加害者不在のまま被害者からだけの聞き取り (Hearing。証拠の提出が含まれることがある) で決定がなされ、恒久的保護命令の可否が決定されるまでの DV 防止策が取られる。

○恒久的保護命令では、裁判所は加害者からも聞き取りを行い、最終的な恒久的保護命令の可否が決定される。

○保護命令の申立は無料。

○マサチューセッツ州では、DV 被害者の安全を守るために「209A」と呼ばれる暫定的保護命

令が発行される。

【暫定的保護命令は、その手続きから Ex Parte Order（一方（被害者）からだけの聞き取りによる命令を意味する）、緊急性・一時性から Emergency/Temporary Order、または規定する法律名（マサチューセッツ州の場合、209A）のそれぞれで呼ばれる場合がある。また、「Emergency Ex Parte Order」というように組み合わせる場合もある。保護命令の名称で混乱しないよう、すぐに判断が出されることと、効力を有する期間を確認すること。】

○209A は、2つの基本的な種類からなる。一つは「no contact order（接近禁止令）」と言われ、加害者は被害者に直接あるいは電話などで接触することを禁ずるもので、決められた距離以内に入らないように、また家や職場に来ないように命ずるものである。二番目は「no abuse order（虐待禁止令）」と言われ、直接あるいは電話などで接触することは良いが嫌がらせをしないようにと命じるもの。多くの場合、保護命令（Restraining Orders）は、「直接あるいは電話などで接触しない・嫌がらせをしない」の両方を含む命令となっている。保護命令は民事であるので、加害者に刑罰はつかない。裁判官は保護命令に合わせて加害者の住居からの退去も命令することができる。

<http://www.masslegalhelp.org/domestic-violence/wdwdgfh/chapter6-209a-protective-orders>

○身の危険がどれくらい予測されるかによって、保護命令の判断がなされる。そのため DV が起こってから申し立ての準備に数日をかけて裁判所へ出廷すると、出来事と出廷日に間があるということは危険な状況ではないと判断されることが多い。危険を感じたらすぐに申し立ての手続きを行うこと。

#### （2）裁判所の判断が出されるまでの期間

○暫定的保護命令（209A）：管轄の裁判所に 209A を申し立て、裁判官による最初の聞き取りが行われると、その場で暫定的保護命令が発行される。

○原則として、当事者双方からの聞き取りは暫定的保護命令申立後 10 日以内に行われる。双方からの聞き取り審理のあと、恒久的保護命令の可否がその場で決定する。

[http://www.mhllac.org/Docs/restraining\\_order.pdf](http://www.mhllac.org/Docs/restraining_order.pdf)

#### （3）裁判所の判断が効力を有する期間

○暫定的保護命令は最長で 10 日間有効。場合によっては延長が可能。

○恒久的保護命令は最長 1 年有効で、発行の 1 年後に再審理があり、その際に延長を申し立てることもできる。

○1 年以内に現在の問題がなくなることが考えられる場合は、恒久的保護命令の有効期間は数か月の場合もある。

○保護命令の有効な期間は、子の親権を持つのは DV 被害者のみとなるため、加害者は、検認家庭裁判所に面会交流権を申し立て、許可を得なければ子に会うことができない。

[http://www.mhllac.org/Docs/restraining\\_order.pdf](http://www.mhllac.org/Docs/restraining_order.pdf)

[https://www.mass.gov/files/documents/2016/08/tk/mdaa-domestic-violence\\_0.pdf](https://www.mass.gov/files/documents/2016/08/tk/mdaa-domestic-violence_0.pdf)

#### （4）具体的な申立方法

○209A は、管轄の District Court（地方裁判所）、Superior Court（上級裁判所）、あるいは面会交流権の決定を含む場合は Probate & Family Court（検認家庭裁判所）に申し立てる。

○子を DV 加害者に会わせることを希望しない場合は、地方裁判所に申し立てる方がよい。た

だし、すでに離婚しており検認家庭裁判所から親権や面会交流権の命令が存在している場合は、地方裁判所が出す保護命令は数日のみ有効で、その申し立ては検認家庭裁判所に送られる。そのため、最初から検認家庭裁判所に申し立てる方が便利。

○該当する裁判所へ行き、Registry（登記官）か Clerk（書記官）の事務所で手続きについて尋ね、所定の書類に記入をする。その後、裁判官による聞き取りがあり、被害を訴える機会がある。

○申し立ては無料。

○DV被害者を支援する専門家であるDVアドボケートが書類への記入の支援、あるいはClerkが説明をしてくれる場合もある。

○申請には以下の情報が必要：両者の名前と住所（裁判所からの通達が行くため相手の連絡先・ID番号などではできるだけ多く）、関係、相手の特徴、被害の内容。該当すれば離婚判決のコピー、親権に関する手続きで発行された判決のコピー、過去の保護命令のコピーなど。

[http://www.mhllac.org/Docs/restraining\\_order.pdf](http://www.mhllac.org/Docs/restraining_order.pdf)

#### 【裁判所が閉じている間にDVが起こった場合】

○地元の警察署を訪問し、警察が手配する電話上での裁判官の手続きを受け、「緊急の24時間の保護命令」を出してもらうことができる。また地元の警察に電話をして、同様の手続きをしてもらうこともできる。

○「緊急の24時間の保護命令」を受け取ったDV被害者は、その後一番早い開廷日に裁判所に赴き、「暫定的保護命令」を（4）と同様の方法で申し立てること

#### 【裁判所で】

○暫定的保護命令が出されて10日以内の裁判官の聞き取り・審理では、加害者も通知を受けて出廷し、両者が裁判官に説明する。

○被害者と加害者は、法廷内では違う列に座り、警備員なども常時いるので、安全の心配はしなくてもよい。

○審理の際に、証拠となる書類、ケガや被害の写真、医療記録、警察のレポート、録音、手紙やメールなどがあれば持ち込み、その場で裁判官に許可を得て、提出する。携帯電話（スマホ含む）を持ち込めない裁判所もあるので、証拠は印刷などして用意する。

○もしDV加害者が、被害者の精神状況が子を育てる上で問題があると説明することが予想される場合は、医師やセラピストからの手紙を持参すると良い。また、周囲の人が書いた被害者の人柄やDV目撃状況を説明した手紙を持ち込むこともよい。DVの目撃者を同行してもよい。

#### （5）弁護士の選任の要否

保護命令の申立手続きは、定型の用紙に記入し聞き取りを受けるだけで、裁判所の担当者からの手伝いもあるので、弁護士がいなくても難しくはない。友人・DV被害者支援団体のスタッフにも同行してもらえる。それでも不安な場合は弁護士を依頼すると良い。

#### （6）外国人であるDV被害者に有益な情報

○暫定的保護命令申立の際には、通訳のリクエストをしても聞き取りには間に合わないため（申立手続きを行った日に裁判官の聞き取りがあるため）、通訳のできる友人を連れて行く。裁判官がその場で認めれば、友人に通訳をしてもらうことができる。

○恒久的保護命令の審理の際の通訳は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

る。

※1964年公民権法と2000年の大統領令第13166号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者（英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 **Limited English Proficient (LEP)**）に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法（電話による遠隔地の通訳者とLEP、警察官／裁判官との三者通話、TV会議システムの利用）などに差がある。

#### (7) その他DV被害者に有益な情報

○裁判所のClerkは、保護命令の申立や執行の申請の際に、申請人を補助する義務があるため、不明な点についてはClerkに相談する。また裁判所にDVアドボケートがいる場合、DVアドボケートの支援を受けられる。

○DVの危害を恐れて、保護命令申立書で住所を公開したくない場合は、その旨をClerkに伝え、そのために書類に必要な記入を行う。

○保護命令の発行後、保護命令の執行のために加害者のいる住居に戻ったり、住居から加害者を退去させるなどで法執行機関（警察等）の付き添いや支援が必要な場合は、裁判所で要請できる。

○保護命令の審理での被害者の申立内容は、その後、離婚裁判が起きる場合、子の監護権について裁判官が判断する際の重要なポイントとなり得るので、慎重に対応する必要がある。○暫定的保護命令は他州に移動しても有効（ただし、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う他、離婚裁判で不利になる可能性がある）。

[http://www.mhllac.org/Docs/restraining\\_order.pdf](http://www.mhllac.org/Docs/restraining_order.pdf)

#### ○VINE LINK

加害者の勾留や収監に関する情報や、刑事事件のステータスについての情報をオンラインで24時間得ることができる。

<https://vinelink.com/#/home/site/18000>

また、VINE Protective Orderに登録すると、保護命令のステータスや、加害者への送達状況や審理の日程について、電話かEメールで通知を受け取ることができる。

<https://registervpo.com/RegisterVPO/initSearch.do?referrerAppCode=VINELINK&siteId=18000>

## 2 1の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

\* 上記1への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV被害者から加害者自身もDVを受けたことを内容とする告訴等

### (1) 概要（調査対象地域を明記）

○加害者が、被害者より先に保護命令を申し立てることにより、被害者加害者双方に保護命令（Mutual Protection Order）が出される。

○暫定的保護命令は最終決定ではないため、恒久的保護命令の審理で、暴力が子を守るためなどの正当防衛であったこと、加害者本来の性質は攻撃的な虐待者ではないこと、被害者の主張するDVを証拠提出（目撃者・アリバイなど）により誤りの申し出であることを主張し、暫定的保護命令の裁判所判断を覆すことを試みる。

○被害者の言動の不一致、精神的に不安定である事実（精神疾患）に関する証拠・目撃者を提出する。

[https://www.mass.gov/files/documents/2016/08/tk/mdaa-domestic-violence\\_0.pdf](https://www.mass.gov/files/documents/2016/08/tk/mdaa-domestic-violence_0.pdf)

○裁判官の判断に不服の場合、上告し、同時に緊急に出国命令や監護権、面会交流のアレンジ

の変更を申し立てる。

○係争中に暫定的保護命令を持ったまま被害者が州外に移動した場合は、暫定的保護命令は他の州でも有効となる。しかし恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う可能性がある。子を州外に連れていき、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷せずに、暫定的保護命令を失った場合は、加害者に誘拐罪を告発され得る他、離婚裁判で不利になる可能性がある。

### (2) 加害者側の措置が効力を有する期間

○加害者の申し立て内容と、裁判官の判断による。

○聞き取り審理の結果として暫定的保護命令が取り消されると、その時点から加害者は被害者に連絡を取ることができる。

### (3) DV被害者が取り得る対抗策

○恒久的保護命令が却下された場合の上告は、30日以内に申し立てる必要がある。

<http://www.mass.gov/courts/selfhelp/civil-appeals/appeals-209a.html>

○またボストン市裁判所 (Municipal Court)、地方裁判所 (District Court)、上級裁判所 (Supreme Court)、両者が17才以下の場合は青少年裁判所 (Juvenile Court) において、「Harassment Prevention Order (嫌がらせ防止命令)」(258E と呼ばれる) を申し立てることもできる。

### (4) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

### (5) その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報

○ワシントンDCにある団体DV LEAPは、マサチューセッツ州を含む米国内のすべての州での保護命令に対する上告を支援している。

<https://www.dvleap.org/our-work>

## 3 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

### (1) 概要 (調査対象地域を明記)

○保護命令の申し立てにおいて生活費の請求は可能。

○検認家庭裁判所で、保護命令とは別途の新たなケースとして緊急の申し立てをすることもできる。

○加害者である配偶者が米国籍で、被害者の永住権または滞在ビザのスポンサーになっている場合、加害者は I-864 (Affidavit of Support) という書式で、配偶者に他の収入がない場合 FPL (III. 1 (3) 参照) の125%を与えることを米国政府に対して契約しているため、I-864の内容の実施を訴訟により強制することができる。手続きとしては、離婚手続の際に裁判所に申し立てをすること。

※どの方法で申し立てるべきかは弁護士に相談するのが良い。

### (2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

○保護命令の申し立て・生活費請求の緊急の申し立て：暫定的保護命令や生活費請求の緊急の申し立ての場合、早ければ即日。恒久的保護命令で審理される場合、判決とともに出る。

○I-864：離婚裁判の中で審理されるので時間がかかる。

### (3) 裁判所の判断が効力を有する期間

○保護命令の申立ての中で請求した生活費は、保護命令が有効な期間のみ、あるいは他の手続きで同事項についての決定が下されるまで有効。

○I-864 (Affidavit of Support) の申立てについては、DV 被害者の米国籍の取得、社会保障税の 40 クォーター (約 10 年) 分が得られた時、米国を離れた時、あるいは配偶者 (加害者) 死亡のいずれかが起こるまで有効。

### (4) 具体的な申立方法

○保護命令の申し立て：保護命令の申立書の中に記載する。

○生活費の緊急の申し立て：弁護士あるいは裁判所に所属の DV アドボケートや DV 被害者支援団体の支援を受け、申し立て (Motion) を宣誓書 (Affidavit)、手数料と共に裁判所に提出する。

○I-864 (Affidavit of Support) の強制：米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) に配偶者が提出した I-864 書式の写しを請求し、離婚手続きの際に申し立ての上、裁判所に提出する。

### (5) 弁護士の選任の要否

申し立ての方法がわかりにくいいため、できれば弁護士の支援がある方がよい。裁判所に DV 相談室があり弁護士がいれば手続きを無料でしてくれることもある。自分で申し立てることもできるが、どの方法で問題を解決していくかを考える上でも、弁護士に相談できるとよい。

### (6) 外国人である DV 被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

### (7) その他、生活費の確保に関する有益な情報 (同種の行政手続等を含む)

○行政手続きとして、Form I-363 を USCIS (米国連邦政府移民帰化局) に提出し、I-864 の強制を依頼する。

○各裁判所にいる DV アドボケートから、無料で支援を受けることができる。

## 4 DVがある場合の離婚手続

### (1) 概要 (調査対象地域を明記)

○マサチューセッツ州での離婚は、検認家庭裁判所 (Probate & Family Court) で行われる。少なくとも夫婦のいずれかが州内に一年以上居住していることが必要。

○No-fault uncontested divorce (離婚する原因がどちらにもない協議離婚)、No-fault contested divorce (離婚する原因はどちらにもないが詳細が同意に至っていない離婚裁判)、Fault divorce (contested/uncontested) (どちらかの配偶者が離婚原因を作った場合の協議離婚あるいは離婚裁判) などの種類がある。

### (DVに関連して)

○マサチューセッツ州では、DV、遺棄 (相手が、夫婦としてのサポートをしない)、不倫、アルコールや薬物を理由に Fault Divorce を申し立てることができるが、原告が離婚原因を証明する必要があり、その上で裁判官が離婚原因なしと判断した場合、離婚は認められないので、

Fault Divorce タイプの離婚はあまり選ばれない。

○95%の離婚が No-fault uncontested divorce で申し立てられる。

○DV が夫婦間にある場合でも、DV は、多くの場合は離婚手続きの親権（監護権）の判断のみに影響し、財産分与や養育費の支払いについてほとんど影響がない。

<https://www.masslegalservices.org/system/files/library/Chapter+09+Final.pdf>

<https://www.divorcenet.com/resources/how-domestic-violence-affects-child-custody-massachusetts.html>

○離婚を申し立てた場合、申し立てた時点から、裁判所の許可なく、子を連れて州外への転居を目的とした移動はできなくなる。

### （2）監護権についての裁判所の判断の傾向

○すべての判断は、子の最善の利益という考えの下に、様々な調査の上でケースバイケースで行われる。

○DV の深刻さにもよるが、それほど深刻な身体的 DV がない場合でも、夫婦間に DV がある場合は、監護権は被害者が得て、加害者が面会交流権を与えられることが多い。DV が身体的・精神的に深刻であるほど、裁判所は、加害者と子の面会に対して慎重となり、子や被害者の安全を確保した面会交流の実施命令を出すことが多い。

<https://www.masslegalservices.org/system/files/library/Chapter+09+Final.pdf>

○DV を目撃した子は精神的な影響を受けていると言われており、DV の履歴は監護権の判断に影響する。審理に提出された内容のみで判断しかねる場合、裁判所は専門家（Guardian ad Litem (Gals) や Custody Evaluator）への家庭環境調査・報告・推薦の依頼や、仲裁者（Mediator）による調停で監護権の決定をする場合もある。

### （3）いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

すべての判断は、様々な調査の上でケースバイケースで行われる。

しかし、DV の深刻さや子の主な養育者（Primary Caretaker）がもともとどちらであったかにもよるが、夫婦間に DV がある場合、監護権と同様に、被害者が子と同居する判断の傾向が強く、DV は、子への影響を考慮され、加害者側に不利となる傾向がある。

ただし、被害者側の精神的なダメージや精神疾患の有無も子に悪影響を与えるとされるので、様々な調査が行われる。

【参考】子にとって最善の利益かどうかの判断に考慮されることは主に以下の 9 点。

1. それぞれの親の希望 2. 子の希望 3. 親と子との関係 4. 親の精神的・肉体的健康状態 5. 子の学校や地域との調整 6. 裁判所命令による面会の不実施 7. 養育費の不払い 8. 児童虐待・ネグレクト・DV での有罪歴 9. 他州への転居の予定

### （4）離婚手続きにおける養育費についての判断の傾向

DV の内容、程度にかかわらず、養育費は、マサチューセッツ州で決められた定型の計算式に応じて判断される。

<https://www.mass.gov/service-details/learn-about-child-support-guidelines>

### （5）離婚手続きにおける面会交流についての判断の傾向

○DV の被害が深刻ではなく、子への虐待やコントロールの問題がない場合、面会交流は認められる。面会交流の実施は、一般の離婚と同じく、双方の親の間での調整となる。

○ただし、身体的・精神的・性的な DV があり、かつ深刻な場合は、1) 第三者が立ち会う、

2) 公共の場所で行う、3) 面会 24 時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い (子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの)などを組み合わせた面会交流の実施命令を裁判所が出す。

<https://www.masslegalservices.org/system/files/library/Chapter+09+Final.pdf>

#### (6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

○親が外国人であっても、養育費を得る権利があり、養育費を受け取っても後に市民権や永住権を取得する際に不利にならない。

#### (7) その他、離婚手続に関する有益な情報

○離婚訴訟またそれに関する事柄、監護権 (custody)、面会交流権 (visitation) 等は離婚訴訟中にすべて話し合わせ、最終的な裁判官の決定は、離婚の判決 (divorce decree) に書かれる。Divorce Decree が出された後、事情の変更により、例えば子との面会に関して変更したい場合など、変更したい内容、その理由を述べて裁判所に提出し、認可、却下いずれの場合にも裁判所からの決定事項が書面で出される。

○離婚後、子を連れて、州外、国外への移動、特に日本への一時帰国をするために、離婚同意書の中に子と旅行することについて内容 (時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など) を明記するのが良い。

### 5 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

#### (1) 概要 (調査対象地域を明記)

○マサチューセッツ州は、両親の話し合いで監護権を決定することを勧めているが、折り合わない場合は、裁判官が子の状況や、それぞれの親が子に提供できる環境を考慮して監護権を決定する。

○監護権の変更は、両者の状況に大きな変更があった場合か、子の福祉に大きな影響があるかのどちらかの場合のみ、裁判所に申し立てができる。

○監護権変更は、検認家庭裁判所に申し立てる。その際、両者が同意している場合は嘆願 (petition) を提出。両者が同意していない場合は、"Complaint for Modification"の申し立てを行うと、後日の設定された日に裁判官の前での聞き取りが行われる。両者がその場で再度話し合うことを勧められる場合もある。どうしても合意に至らない場合は裁判官の審理を受ける。

<http://www.madivorceonline.com/mapages/Custody/modify%20cust%20or%20visit%20FAQ.asp>

<https://www.superlawyers.com/massachusetts/article/modifying-child-custody-arrangements-in-massachusetts/f81a1826-c53a-4451-8510-db86841f8249.html>

#### (2) 具体的な申立方法

○監護権の変更は、監護権の最終 (最新) の決定から大きな変更、特に子の福祉に影響するような変化がある場合に限る。変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい。具体的な理由の例は、片親の再婚、転居、家庭状況の改善・悪化、面会交流の不履行、子の学校の問題、育児放棄、子の意思の変化など。

○離婚後、両者が同じカウンティ (郡) に住んでいない場合は、最終 (最新) の監護権の命令

を出したカウンティ、あるいは子が過去6か月住んでいるカウンティの検認家庭裁判所に申し立てる。

### (3) 弁護士を選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

<http://www.mass.gov/courts/case-legal-res/rules-of-court/civil-procedure/mrcp11.html>

### (4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的で子にとって重要な場合は、変更が認められる可能性がある。  
○離婚後に子を引き取った親が、もう一方の親と子の関係維持に非協力的な場合、親の疎外行為（Parental Alienation）と判断され、監護権の決定に影響することがある。

### (5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

### (6) その他、監護権の変更に関する有益な情報

監護権の変更で養育費の額も変わってくる。養育費の支払い歴の確認、支払いの変更、また払われない養育費の強制支払いについては、以下のリンクを参照：

[https://ecse.cse.state.ma.us/uwps/wps/portal/Home/cwp/customerwebsitehome!/ut/p/b1/jc4xD4IwFATgn9QrrW0Zn9TQCqiDROxiGAxpIuBg\\_P0icRV920u-yx0LrGFhaJ-xax9xHNrb-w\\_qUnKfczIoDIkNSFa-rFeZAPQEzhPIcnJslwCkSeDt2lmdVoBX\\_-Xx5Qi\\_8icWZqLThLiQfDuVWtBeHGUhAKoDliaOIOFDTs39ld27-sG8dC9APIqsOA/dl4/d5/L2dBISEvZ0FBI S9nQSEh/#wlp\\_applyForBenefits\\_1\\_4](https://ecse.cse.state.ma.us/uwps/wps/portal/Home/cwp/customerwebsitehome!/ut/p/b1/jc4xD4IwFATgn9QrrW0Zn9TQCqiDROxiGAxpIuBg_P0icRV920u-yx0LrGFhaJ-xax9xHNrb-w_qUnKfczIoDIkNSFa-rFeZAPQEzhPIcnJslwCkSeDt2lmdVoBX_-Xx5Qi_8icWZqLThLiQfDuVWtBeHGUhAKoDliaOIOFDTs39ld27-sG8dC9APIqsOA/dl4/d5/L2dBISEvZ0FBI S9nQSEh/#wlp_applyForBenefits_1_4)

## 6 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続

### (1) 概要（調査対象地域を明記）

○マサチューセッツ州法では、この州で生まれた子か、5年以上居住した子は、もう一方の親かあるいは裁判所から許可を得なければ州外に転居することはできないと規定している。

○州内の転居については、離婚同意書または離婚判決の中で転居を規制するような条項がなければ可能。

（州法 Chapter 208, section 30）

<https://www.lisaruggieri.com/Articles/Massachusetts-laws-regarding-relocating-with-children-after-divorce.shtml>

### (2) 具体的な申立方法

○もう一方の親から同意が得られた場合は、文書（同意書）にし、同意書に公証人の公証（サイン）を受ける。

○先方から同意を得られない場合は、子の監護権と面会交流の変更とともに、裁判所の許可が必要。申し立てを受けた裁判所は、一方の親が無断で転居を行わないようボンド（保証金の支払い）の設定をすることもある。

### (3) 弁護士の選任の要否

必須ではないが、相手の同意を得られずに裁判所に申し立てる場合は弁護士を選任する方がよい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

### (4) 転居に関する裁判所の判断の傾向

○転居でしか良い条件の仕事を得られない場合は、許可される傾向にある。

○裁判所は、子にとっての最善の利益を考えて判断を行うため、子の人生の質に与える影響、転居することでもう一方の親との関係に出る影響、子の年齢や性別などで判断が行われる。

○転居により子の生活の質が上がると申し立てて実証するのは難しいが、子と同居する親の収入が大きく上がり、福祉から抜け出せるなどの見込みであったり、転居により子の祖父母や家族とのつながりが深くなるということで許可がでることもある。

○別々の州、国に分かれて暮らすことになる場合、長い休みの時に面会交流するなどは、裁判所の判断でなく、双方の合意で取り決める場合が多い（内容（時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など）を合意し、文書に明記すること）。

<https://www.divorcenet.com/resources/child-custody-and-relocation-laws-in-massachusetts.html>

### (5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

### (6) その他、転居に関する有益な情報

居住する州が変わる場合は、離婚後の子の監護権、面会交流に関する法律や受けられる福祉の内容が大きく変わることが多いので、準備が必要。

## 7 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

### (1) 概要（調査対象地域を明記）

○マサチューセッツ州は、両親の話し合いで面会交流を決定することを勧めているが、折り合わない場合は、裁判官が子の状況や、それぞれの親が子に提供できる環境を考慮して面会交流権を決定する。

○面会交流権の変更は、両者の状況に大きな変更があった場合か、子の福祉に大きな影響があるかのどちらかの場合のみ、裁判所に申し立てができる。

○面会交流権変更は、検認家庭裁判所に申し立てる。その際、両者が同意している場合は嘆願（*petition*）を提出。両者が同意していない場合は、“*Complaint for Modification*”の申し立てを提出すると、日が設定されて聞き取りが行われる。両者がその場で再度話合うことを勧められる場合もある。どうしても合意に至らない場合は裁判官の審理を受ける。

<http://www.madivorceonline.com/mapages/Custody/modify%20cust%20or%20visit%20FAQ.asp>

<https://www.superlawyers.com/massachusetts/article/modifying-child-custody-arrangements-in-massachusetts/f81a1826-c53a-4451-8510-db86841f8249.html>

### (2) 具体的な申立方法

5 (2) と同じ。

### (3) 弁護士の選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

<http://www.mass.gov/courts/case-legal-res/rules-of-court/civil-procedure/mrcp11.html>

### (4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的で重要な場合、また子の利益になる場合は、変更が認められる可能性がある。

○一方の親が子の養育に怠慢であったり虐待している場合、もしくは他方の親へのDVが認められた場合には、面会交流の変更判決が出されることがある。このような親と子の面会が心配される場合には、裁判官が面会交流監督プログラムを通して面会交流を命じる可能性もある。

### (5) 外国人である被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

### (6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報

もう一方の親と子との面会に不安な点がある場合、状況に応じて、1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場で行う、3) 面会 24 時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い（子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの）などを組み合わせた面会交流の実施命令を裁判所に申し立てることができる。

## 8 弁護士への依頼

### (1) DVに詳しい弁護士の探し方

早期にDV専門の弁護士を探すのは極めて重要である。

検認家庭裁判所に付属しているDV相談室（各裁判所に問い合わせる）に照会する、DV被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、離婚・親権を専門とする家庭法の弁護士をオンラインで探す、友人で離婚・親権問題経験者に使った弁護士を紹介してもらうなど。

弁護士紹介サービス（マサチューセッツ州弁護士協会）

<https://www.massbar.org/public/lawyer-referral-service>

### (2) 外国語対応が可能な弁護士の探し方

管轄の総領事館あるいは日系の支援団体に照会する、DV被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、オンラインで探す、友人に紹介してもらうなど。

### (3) 弁護士への依頼方法

○案件や質問は予めまとめておく。

○電話や電子メールで予め連絡をとる際、案件を明確に伝え、利益相反（conflict of interest）がないか確認する。もしある場合は他の弁護士を紹介してもらう。

○以下を弁護士本人に対して電話などで事前確認する。反応は必ずメモに取る。

- ・専門や経験
- ・時給や着手金
- ・パラリーガルや秘書などとの分業
- ・過去の判例などに関する知識
- ・話した時の印象、返答までの時間、タイミングなど

○弁護士の経歴や過去の判例、評判をインターネット等で確認することも有効。

○自分と自分の抱える問題に合うと思った場合は、弁護士に面会し、初回相談で方針や戦略があうか確認する（初回相談は、無料の場合もあれば、100-250ドル程度の有料のことも多い）。できるだけ記録を英語でとり、弁護士の専門分野での経験値、裁判所や裁判官や関連機関についての知識や人脈が豊富か確認する。夫婦関係の流れや資産内容の資料を持参し、裁判の戦略や裁判にかかる金額などを具体的に相談した上で、最終的な判断を行う。

○一人の弁護士にこだわり過ぎず、複数に問い合わせ、相性、方針、予算の合う弁護士を探す。

#### （４）弁護士費用の相場

○DV 被害者支援団体や裁判所の DV 相談室の弁護士は無料。

○リーガルエイドやプロボノ（ボランティア）の弁護士は、依頼者の収入に応じて段階的な費用（スライディングスケール）を請求するところが多い。

○一般の弁護士の料金については、担当者の時間チャージとかかる時間（見積り）を確認すること。時間チャージは経験と事務所の経営規模により異なり（1時間あたり 100-600ドル）、最初に着手金（2,000-4,000ドル）を要求されることが多い。

○成功報酬は、離婚や刑事訴訟では適用されない。

○離婚裁判や民事訴訟では、一方の主張が認められれば、裁判所命令で裁判費用の一部または全てを相手側が支払う“Fee Shifting”適用。ただし、すべてが終わった時点で裁判官が判断し、また相手が払える場合に限るため、払ってもらえると最初から当てにするのは危険。

<http://www.masslegalhelp.org/children-and-families/divorce-separation-basic-info>

#### （５）リーガルエイド（安価あるいは無料で司法サービスを提供）

○広域ポストリーガルサービス：<https://www.gbls.org/>

○ボストン近郊 リーガルエイド・プロボノサービス：

<https://www.justia.com/lawyers/family-law/massachusetts/boston/legal-aid-and-pro-bono-services>

○ボランティア法律プロジェクト：

<https://www.masslegalservices.org/programs/volunteer-lawyers-project-boston-bar-association>

○リーガルエイド・プロボノ弁護士：

<https://attorneys.superlawyers.com/legal-aid-and-pro-bono/massachusetts/boston/>

○ボランティア弁護士プロジェクト：<https://www.vlpnet.org/>

#### （６）外国人であるDV被害者に有益な情報

移民リーガルサービス：

<https://www.immigrationlawhelp.org/search?state=MA>

#### （７）その他、弁護士への依頼に関する有益な情報

○リーガルエイドはまとめている団体が複数あるが、大変混雑しており、電話に返答できないところが多いので、電話がつかない場合は、DV被害者支援団体から探す方がよい。

- アメリカ弁護士協会 無料サービスリスト American Bar Association - Free Legal Help  
[https://www.americanbar.org/groups/legal\\_services/flh-home/flh-free-legal-help.html](https://www.americanbar.org/groups/legal_services/flh-home/flh-free-legal-help.html)
- 弁護士や法律、シェルター等に関する情報 WomensLaw.org  
<https://www.womenslaw.org/>  
 > Places that Help > Select State > Finding a Lawyer

**9 その他のDVに関する司法手続**

マサチューセッツ州のDV記録システムは、州内の新旧の保護命令とDVの記録が保存されている。裁判所で保護命令が出た時点でシステムに記録される。身分確認の際などに、関係機関がシステムを通してDVの有無の照会を行う。  
<http://www.masslegalhelp.org/domestic-violence/restraining-orders/statewide-registry>

<b>V. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について</b>	
* 子の連れ去り・留置を行ったDV被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定	
<b>1</b>	<b>ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法</b>
* 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等	
【以下の1から3までは、国際的な家庭法専門弁護士学会に所属している米国人弁護士からのアドバイスをもとに記述しています。】	
○ハーグ条約は民事で、刑事ではないため逮捕令状は出ない。 ○刑事手続がなされているとすれば、両当事者と子が最後に住んでいた町を管轄する裁判所ファイルされているため、その場合は、公的な情報として入手することが可能。帰国時点の居住地のClerk of Court、Municipal Court、Supreme Courtで確認できる。海外にいる場合は、最後に住んでいた町をカバーする弁護士と契約をし、確認をしてもらう。	
<b>2</b>	<b>DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法</b>
* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等	
自主的に帰国するかわりに、刑事に起訴しないという同意を交渉で得る。検事側が同意しなければいけないが、通常は帰国するという条件のもとに、同意が得られる。できればハーグ条約や国際私法（Private International Law）のわかる専門弁護士の支援が必要。現地の弁護士を通じ、帰国時点の居住地の警察署、逮捕令状を発行している州検事局・裁判所との交渉をしてもらい逮捕令状を破棄してもらう。	
<b>3</b>	<b>ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法</b>
* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等	
自主的に帰国することの引き換えに、旅費、宿泊費、地元の裁判所がDVについての聞き取りをするまでの保護命令、戻った時点でのハーグ条約の援助申請取り下げについて交渉する。裁判所は、このような点に関して、それまでに夫婦間で同意がなく、被害者に保護が必要と考えれば、自主帰国との引き換えとして命令を出す。現地のハーグ条約や国際私法のわかる専門弁護士を通じ、管轄の裁判所から、1) 被害者の安全のための保護命令、2) ハーグ条約の取り下げ、3) 逮捕命令の取り下げ（州検事局）、4) 加害者からの旅費、宿泊費の支払いを命ずる判決を得る。	

4 その他, ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報

VI. その他の関連情報